

長野県踏切道改良協議会合同会議

日時:令和5年2月16日(木)10:30 ~11:30

場所:WEB 開催

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

(1)長野県踏切道改良協議会合同会議設置要綱の変更について

(2)道路の移動円滑化について

I .道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会の状況

II .踏切安全対策の取組(東京都江戸川区)

(3)第 4 種踏切道の統廃合等の促進について

(4)質疑応答

3. 閉会

○添付資料

- 資料1 長野県踏切道改良協議会合同会議設置要綱(案)
- 資料2—1 道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会
- 資料2—2 踏切安全対策の取組(東京都江戸川区)
- 資料3 第4種踏切道の統廃合等の促進について

長野県踏切道改良協議会合同会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 長野県踏切道改良協議会合同会議（以下「合同会議」という。）は、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、長野県の踏切道及び地方踏切道改良協議会（以下「協議会」という。）の踏切道を対象に合同で協議することにより、法第4条に規定する地方踏切道改良計画の作成及び実施、法第14条に規定する地方踏切道災害時管理方法その他長野県内の踏切道における踏切対策を円滑に進めるために設置する。

（協議事項等）

第2条 合同会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- （1） 地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議
- （2） 法第12条の規定による評価を実施するに当たっての構成員からの意見聴取
- （3） 地方踏切道災害時管理方法の作成及び実施に関し必要な協議
- （4） 法第6条に規定する国踏切道改良計画の作成又は法第15条に規定する国踏切道災害時管理方法の決定に当たっての鉄道事業者からの意見聴取（ただし、（1）及び（3）の対象となる踏切道に係る鉄道事業者と当該国踏切道改良計画又は国踏切道災害時管理方法の対象となる踏切道に係る鉄道事業者が同一の場合に限る。）
- （5） [未指定の踏切道の場合]法第3条又は法第13条の規定による踏切道の指定に向けて必要な協議
- （6） 前5号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

（合同会議の組織）

第3条 合同会議は、別表に掲げる協議会（以下「各協議会」という。）の踏切道及び別表に掲げる踏切道（以下「各踏切道」という。）を対象に、合同で会議を開催する。

- 2 合同会議に、議長1名及び副議長1名を置く。
- 3 議長は、国土交通省関東地方整備局長とし、副議長は、国土交通省北陸信越運輸局長とする。
- 4 議長及び副議長は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。
- 5 合同会議の議長及び副議長以外の構成員は、各協議会の構成員、各踏切道の鉄

道事業者及び道路管理者、都道府県知事のほか、議長が必要と認める者とする。

(踏切道改良検討会)

第4条 合同会議は、未指定の緊急に対策の検討が必要な踏切（カルテ踏切）等に関して指定に向けた具体的検討を行うため長野県踏切道改良検討会を設置する。

2 踏切道改良検討会に係る規約は別に定める。

(合同会議の開催)

第5条 合同会議は、議長が自ら、各協議会の議長、又は各踏切道の鉄道事業者及び道路管理者双方の求めに応じて招集する。

2 合同会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の実施に支障が生じると認められるものについては、議長の判断により、非公開で行うことができる。

(代理の選任)

第6条 構成員は、合同会議の運営に支障がない限りにおいて、代理を選任することができる。

(協議結果の尊重義務)

第7条 合同会議において、協議が調った事項については、合同会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第8条 合同会議事務局は、関東地方整備局道路部地域道路課及び北陸信越運輸局鉄道部技術・防災課に置く。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、合同会議の事務の運営上必要な事項は、別に会議で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この改正は、令和5年 月 日から施行する。

別表 改良すべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日 ※空欄箇所は未指定	道路管理者	鉄道事業者
七瀬		長野市	東日本旅客鉄道
上山第二		飯田市	東海旅客鉄道
知久町	H29. 1. 27	長野県	東海旅客鉄道
毛賀		飯田市	東海旅客鉄道
大手町		諏訪市	東日本旅客鉄道
豊田道		長野県	東日本旅客鉄道
二条		伊那市	東海旅客鉄道
小町屋		駒ヶ根市	東海旅客鉄道
沓掛南	H29. 1. 27	長野県	東日本旅客鉄道
鷹野町		下諏訪町	東日本旅客鉄道
下田	R3. 4. 13	長野県	東海旅客鉄道
荒田第一		飯島町	東海旅客鉄道
新田第一	H29. 1. 27	飯島町	東海旅客鉄道
まるりん		小布施町	長野電鉄
第4 飯山街道	H29. 1. 27	長野県	しなの鉄道
宮田前	H30. 1. 19	長野県	東日本旅客鉄道、日本貨物鉄道
五加	H30. 1. 19	長野県	上田電鉄
大和出	H31. 2. 8	白馬村	東日本旅客鉄道
北割線	R4. 1. 21	宮田村	東海旅客鉄道
第2 3 号		長野市	長野電鉄
旧第2 1 号		長野県	長野電鉄
大島		小布施町	長野電鉄
第3 1 号		長野県	長野電鉄
三社		長野県	長野電鉄
第3 4 号		長野県	長野電鉄
山形街道		松本市	アルピコ交通
宮地鉄工所前		松本市	アルピコ交通
下島東		松本市	アルピコ交通
学院通路		長野県	アルピコ交通
倉科		長野県	しなの鉄道
松代		長野県	しなの鉄道

富野		長野県	しなの鉄道
旧松代街道		千曲市	しなの鉄道
細萱北		安曇野市	東日本旅客鉄道
小学校前		安曇野市	東日本旅客鉄道
小岩岳穂高線		長野県	東日本旅客鉄道
宮城		安曇野市	東日本旅客鉄道
仲仙道		長野県	東日本旅客鉄道
野村		長野県	東日本旅客鉄道
一本松		長野県	東日本旅客鉄道
大田原		長野県	東日本旅客鉄道
柳岸田		長野県	東日本旅客鉄道
犀北団地		長野市	東日本旅客鉄道
第1小沼		長野県	東日本旅客鉄道
遠州街道		長野県	東海旅客鉄道
知久街道		長野県	東海旅客鉄道
下山		長野県	東海旅客鉄道
鶴部		長野県	東海旅客鉄道
大栢第二		長野県	東海旅客鉄道
御子柴		南箕輪村	東海旅客鉄道
中井沢		長野県	東海旅客鉄道
新樋		辰野町	東海旅客鉄道
宮木		辰野町	東海旅客鉄道
第10仲仙道		大桑村	東海旅客鉄道
阿寺		大桑村	東海旅客鉄道

別表 災害時管理を定めるべき踏切道関係

協議会名又は踏切道名	法指定年月日	道路管理者	鉄道事業者
豊田道	R4. 7. 29	長野県	東日本旅客鉄道
六角堂	R4. 7. 29	長野県	長野電鉄
松代	R4. 7. 29	長野県	しなの鉄道

長野県踏切道改良協議会合同会議構成組織

	構成員
議長	国土交通省 関東地方整備局
副議長	国土交通省 北陸信越運輸局
道 路 管 理 者	長野県
	長野市
	松本市
	飯田市
	安曇野市
	千曲市
	諏訪市
	伊那市
	駒ヶ根市
	下諏訪町
	飯島町
	小布施町
	南箕輪村
	辰野町
	大桑村
	宮田村
	白馬村
鉄 道 事 業 者	東日本旅客鉄道
	東海旅客鉄道
	長野電鉄
	しなの鉄道
	アルピコ交通
	上田電鉄
オブ ザー バー	関東地方整備局 建政部 都市整備課
事務 局	関東地方整備局 道路部 地域道路課
	北陸信越運輸局 鉄道部 技術・防災課

令和4年度 第1回 道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会

令和4年12月2日(金) 10:00～
中央合同庁舎2号館地下1階国土交通省第2会議室AB
(WEB併用)

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - I. 道路の移動等円滑化に関するガイドラインの改定概要と改定後の状況
 - II. 懇談会ワーキンググループでの指摘事項と今後の検討の進め方
 - III. 検討体制と今後のスケジュール
4. 閉会

【配布資料】

議事次第

委員名簿

資料1 委員名簿

資料2 道路の移動等円滑化ガイドライン改定の概要と
踏切道におけるバリアフリー対策の現状

資料3 道路の移動等円滑化に関する継続検討課題

資料4 検討体制と今後のスケジュール(案)

道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会 名簿

(敬称略・順不同)

座長 久保田 尚 埼玉大学大学院 理工学研究科 教授

【有識者】

委員 秋山 哲男 中央大学 研究開発機構 教授
 中野 泰志 慶應義塾大学 経済学部 教授
 川内 美彦 東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
 隆島 研吾 神奈川県立保健福祉大学 名誉教授
 稲垣 具志 東京都市大学 建築都市デザイン学部 准教授

【関係団体等】

藤平 淳一 一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事
 小出 隆司 全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
 小林 光雄 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会 副代表理事
 佐藤 聡 特定非営利活動法人DPI日本会議 事務局長
 三宅 隆 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 組織部長
 市川 宏伸 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 理事長
 平野 祐子 主婦連合会 副会長
 荻津 和良 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 理事
 小幡 恭弘 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 事務局長
 平沢 善幸 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 総務部 部長
 (バリアフリー推進部 部長 兼務)
 古橋 友則 日本歩行訓練士会 会長

【事業者】

稲田 浩二 公益社団法人日本バス協会 常務理事
 熊谷 敦夫 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会 ケア輸送等統括
 高橋 幸路 日本バスターミナル協会会長

【官公庁】

和田 真治 東京都 建設局 道路管理部 安全施設課 課長
 上田 光昭 大阪市 建設局 道路河川部 道路課 課長
 椎名 啓雄 警視庁 交通部 交通規制課 都市交通管理室長

オブザーバー

東日本旅客鉄道株式会社
 東海旅客鉄道株式会社
 西日本旅客鉄道株式会社
 阪急電鉄株式会社
 東武鉄道株式会社

国土交通省 大臣官房
 国土交通省 総合政策局
 国土交通省 都市局
 国土交通省 住宅局
 国土交通省 鉄道局
 国土交通省 自動車局
 警察庁 交通局

事務局 国土交通省 道路局

道路の移動等円滑化に関するガイドラインの 改定概要と改定後の状況

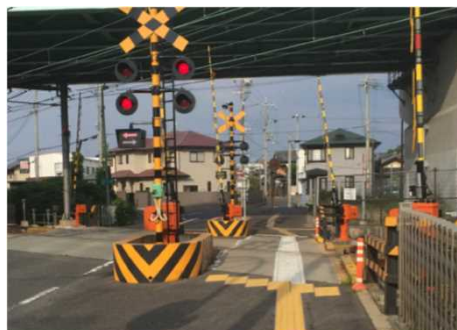
「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の改定概要

○令和4年4月の奈良県大和郡山市の踏切での事故を受けて令和4年6月9日に道路の移動等円滑化に関するガイドラインを改定

現行のガイドラインでの記載内容

➤ 事例紹介

事例の掲載により、好事例を各道路管理者に周知し、バリアフリー対策の普及を図っている。



(踏切手前への視覚障害者誘導用ブロック、踏切内への誘導表示を設置した事例)

改定したガイドラインでの記載内容

➤ 踏切道での視覚障害者の誘導について、以下の整備内容を明確に規定

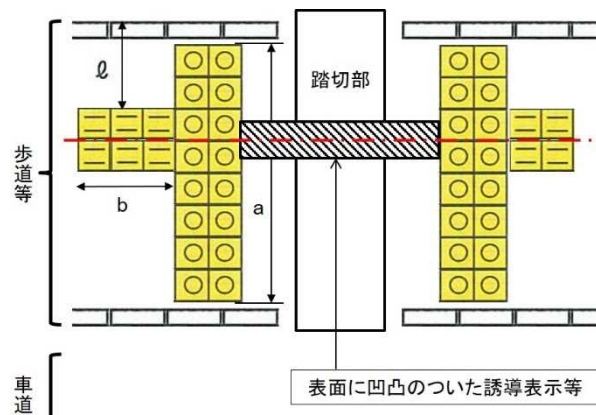
①踏切手前部に視覚障害者誘導用ブロックを設置

(積極的な整備を求める内容)

②視覚障害者が踏切の外にいと誤認することを回避するため、踏切内に表面に凹凸のついた誘導表示等を設置

(さらに高い水準として望ましい整備内容)

➤ 誘導用ブロック等の設置図を追加



➤ 事例の追加



奈良県大和郡山市の事例

(歩車分離されていない道路での誘導用ブロック等の設置事例)

踏切道における視覚障害者誘導対策の現状①

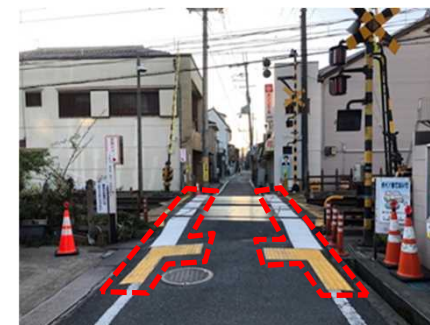
- 令和4年4月に発生した事故を受けて、奈良県大和郡山市において、踏切道での視覚障害者誘導対策を実施（改定したガイドラインで事例として紹介）
- ガイドライン改定後、兵庫県伊丹市で新たに対策を実施

奈良県大和郡山市郡山第2号踏切 対策事例

- 特定道路の指定なし
- 歩道が設置されていない踏切道に設置
- 視覚障害者団体等の意見を踏まえ、構造を決定



＜施工前＞



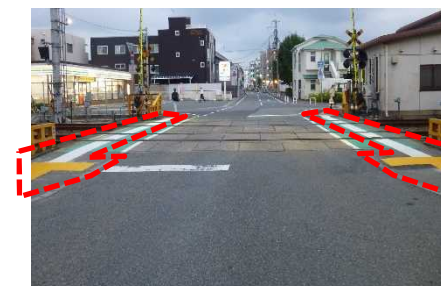
＜施工後＞

兵庫県伊丹市 新伊丹踏切 対策事例

- 特定道路の指定なし
- 視覚障害者団体等の意見を踏まえ、構造を決定



＜施工前＞



＜施工後＞

直轄国道上の踏切道における視覚障害者誘導対策の現状

○直轄国道において特定道路に指定され、踏切道を有する道路は全国で8箇所存在

○視覚障害者誘導対策の実施に向けて障害者団体を含む関係者と調整中



⑦千舟町第3踏切
(愛媛県松山市)



①久保沢第一踏切
(神奈川県相模原市)

⑦千舟町第3踏切 (愛媛県松山市)	
国道56号 (四国地方整備局)	高浜線 (伊予鉄道)
⑧藤原町踏切 (愛媛県松山市)	
国道56号 (四国地方整備局)	郡中線 (伊予鉄道)

⑤福田町第四踏切 (香川県高松市)	
国道11号 (四国地方整備局)	琴平線 (高松琴平電気鉄道)
⑥塩上町踏切 (香川県高松市)	
国道11号 (四国地方整備局)	志度線 (高松琴平電気鉄道)

①久保沢第一踏切 (神奈川県相模原市)	
国道16号 (関東地方整備局)	横浜線 (東日本旅客鉄道)
②久保沢第二踏切 (神奈川県相模原市)	
国道16号 (関東地方整備局)	横浜線 (東日本旅客鉄道)

③南馬場踏切 (奈良県香芝市)	
国道165号 (近畿地方整備局)	和歌山線 (西日本旅客鉄道)
④二上第9号踏切 (奈良県香芝市)	
国道165号 (近畿地方整備局)	大阪線 (近畿日本鉄道)

出典:「国土地理院」(<https://maps.gsi.go.jp>)
を加工

直轄国道上の踏切道における視覚障害者誘導対策の現状

令和4年12月上旬
まで

関係機関調整

- ・鉄道事業者
- ・警察
- ・地域の視覚障害者団体
- ・市町村(福祉部局)
- ・地方運輸局
- ・地方整備局

※踏切道改良協議会などの場を活用

<体験会等>

- ・構造案などを事業者から提案
- ・団体の皆さんに可能な限り体験等して頂いた上で、団体の皆さんから意見を聴取
- ・その他の機関とは、管理方法等を調整



令和4年12月まで

対策内容の決定

※団体の皆さんからの意見を可能な限り反映

(必要に応じて協定等締結)

原則、
令和5年3月まで

対策実施

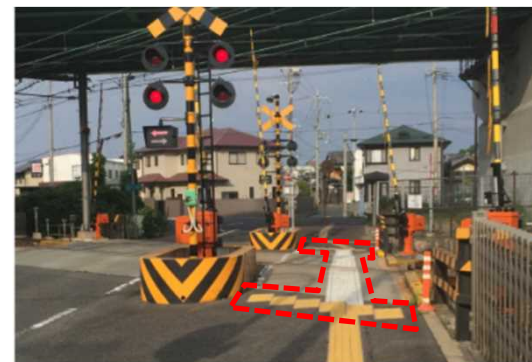
※関係機関の状況や使用材料の材質によっては、対策実施時期が令和5年4月以降となる場合あり

【参考】改定前のガイドラインで掲載していた事例

○令和4年3月に策定したガイドラインにおいて、踏切道の安全対策を行った好事例を掲載し、視覚障害者誘導対策の普及を図ってきたところ。

大阪府泉南市 樽井5号踏切 対策事例

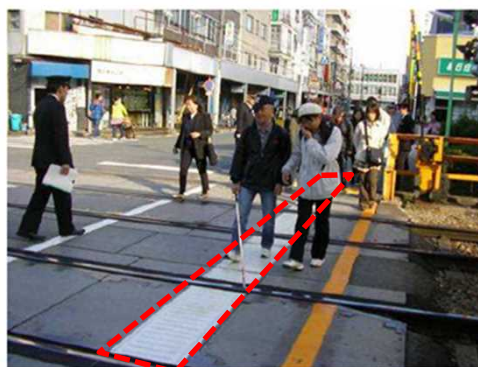
- 特定道路の指定なし
- 踏切道の拡幅工事完了後、鉄道事業者等との協議を経て、踏切の前後区間に連続して敷設（H26.3）
- 表面に凹凸のついた誘導表示等を踏切内に設置し、踏切前後の視覚障害者誘導用ブロックから連続的に進行方向を案内し、視覚障害者が車道や線路に誤って進入することを防止。



＜踏切内において視覚障害者の進行方向を案内している事例＞

大阪府豊中市 服部踏切 対策事例

- 特定道路の指定あり
- 視覚障害者用誘導標示として試験設置を実施（H22.11）
- 視覚障害者の現地評価を受け、設置位置を線路側に移設する本設置を実施（H23.12）



＜試験設置時＞



＜本設置時＞

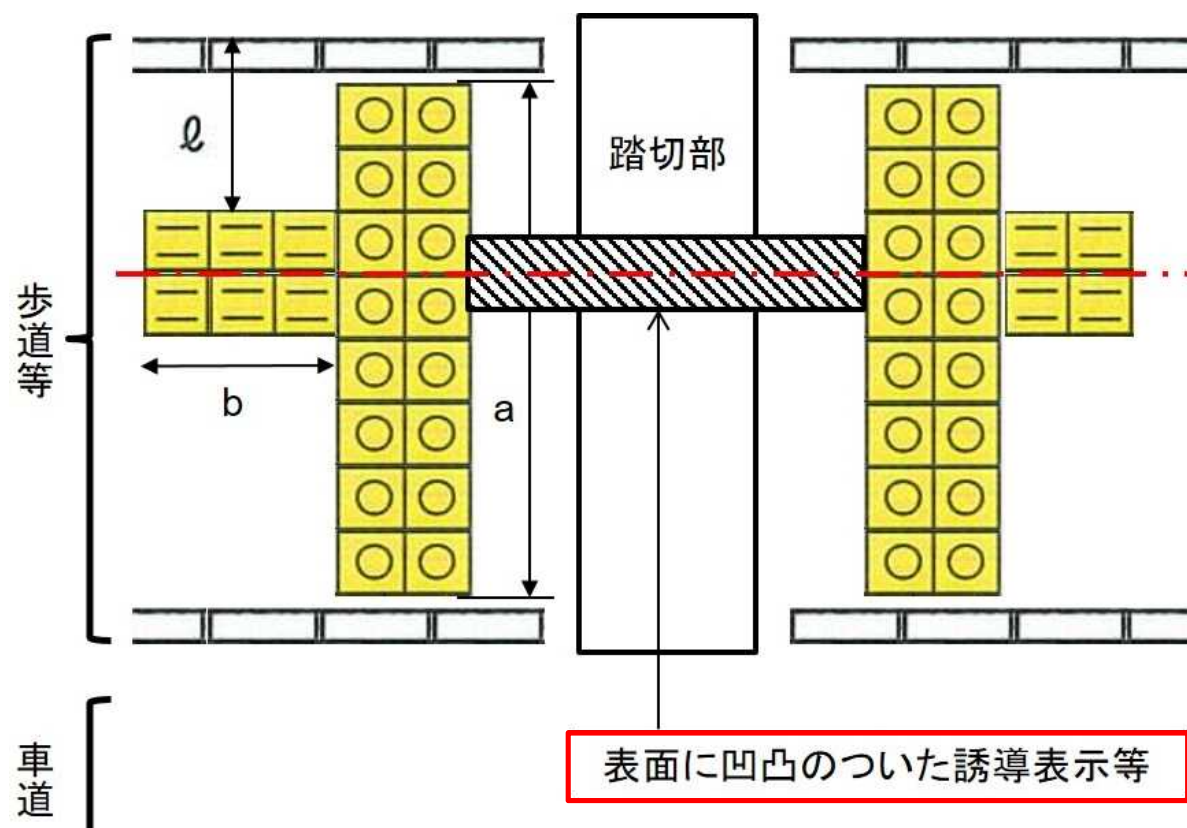
道路の移動等円滑化に関する継続検討課題

懇談会WGの議論の中で、以下が指摘事項となっている

- ①踏切内に設置する「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造
- ②踏切内の路面の材質（周辺道路と異なる仕様にする）
- ③隅切のある歩車道境界での誘導用ブロック設置方法の再検討
- ④歩道が設置されていない道路における視覚障害者誘導の在り方

①踏切内に設置する「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造

- 現行のガイドラインでは、踏切内に設置する誘導表示等について「歩道等に設置する視覚障害者誘導用ブロックとは異なる形式」とのみ規定
- 誘導表示の形式の全国的な統一を図るため、具体的な構造を示すことが必要

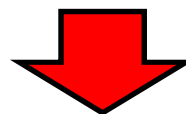


道路の移動等円滑化に関するガイドラインより抜粋

①踏切内に設置する「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造

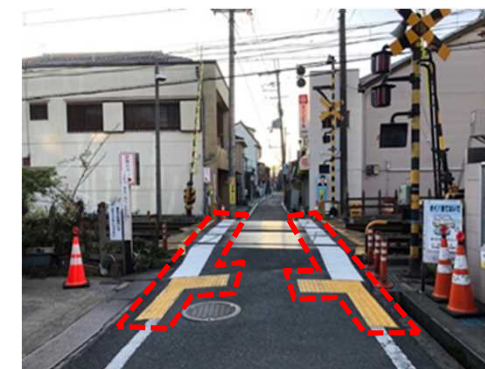
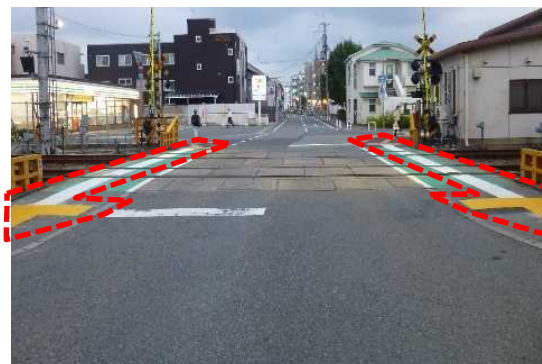
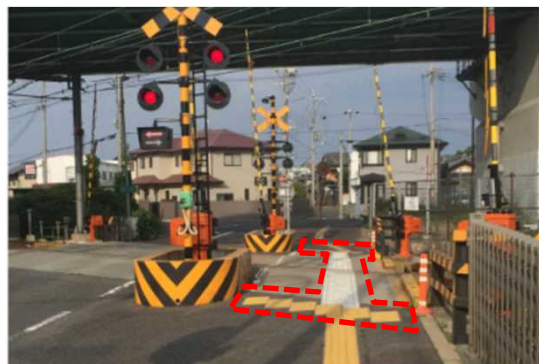
検討の進め方

- 先行的に設置されている事例について、構造や設置後の評価について調査
- 直轄国道(特定道路)上の踏切において、視覚障害者の方のご意見も伺い、構造を議論しているところであり、議論の結果を集約



- 先行事例の調査結果、直轄国道での議論結果を基に、「表面に凹凸のついた誘導表示等」の構造を示す

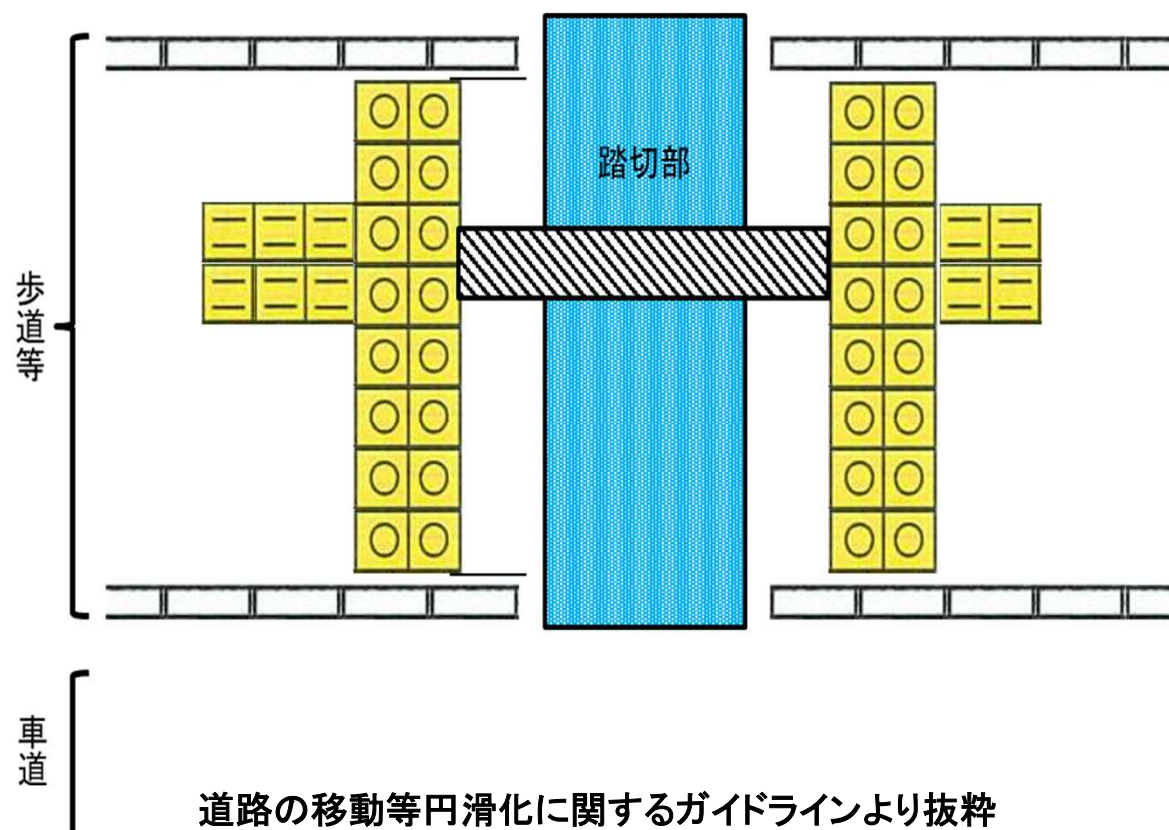
(施工性や維持管理の点も考慮)



表面に凹凸のついた誘導表示の設置事例

②踏切内の路面の材質（周辺道路と異なる仕様にする）

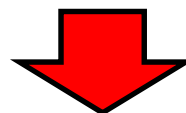
- 誘導用ブロックの存在に気が付かない可能性もあるため、踏切内の路面を他の路面と異なるものにする
- 視覚障害者の方が、足で踏むことで違いが認識できるような路面を検討



②踏切内の路面の材質(周辺道路と異なる仕様にする)

検討の進め方

- 踏切内の路面に使用されている材質の事例を調査



- 踏切の路面で使用されている各材質について、評価試験を実施し、試験結果を基に望ましい材質をガイドラインで示す

(施工性や維持管理の点も考慮)



ゴム製



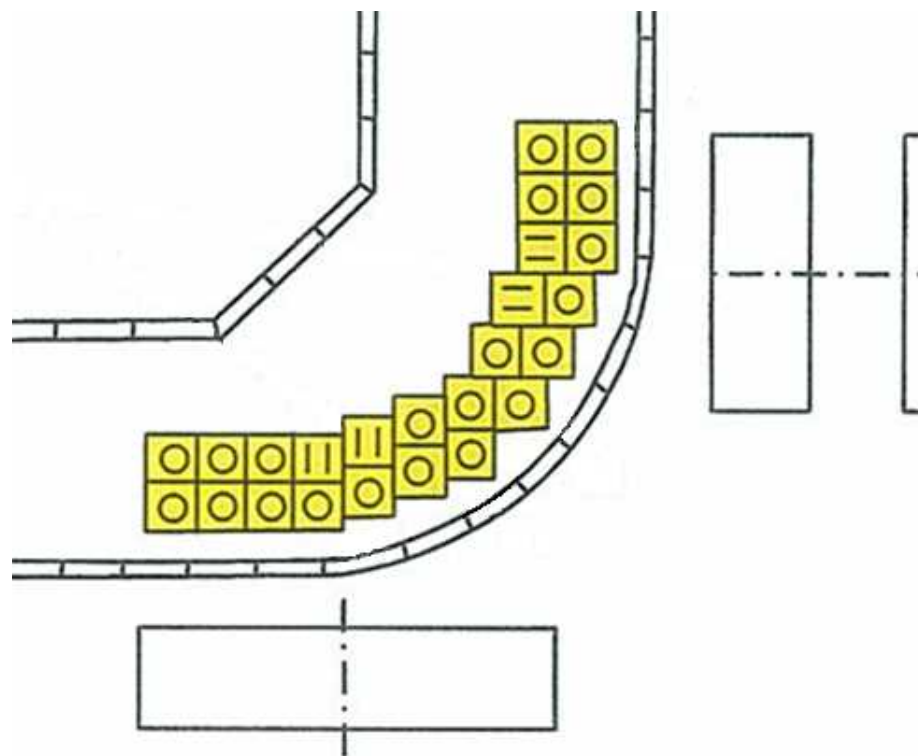
コンクリートブロック



その他(表面舗装)

③隅切のある歩車道境界での誘導用ブロック設置方法の再検討

- 現行のガイドラインでは、隅切のある歩車道境界での誘導用ブロックの設置方法として、下図を参考図として提示
- 視覚障害者の方の進行方法を適切に示す方法を検討

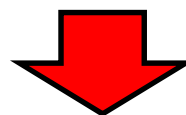


道路の移動等円滑化に関するガイドラインより抜粋

③隅切のある歩車道境界での誘導用ブロック設置方法の再検討

検討の進め方

- 隅切のある歩車道境界での誘導用ブロックの設置方法を工夫している事例を調査
- 事例調査の結果を基に、複数の対策候補案を立案



- 立案した対策候補案について、評価試験を実施し、試験結果を基に隅切のある歩車道境界での誘導用ブロックの設置方法をガイドラインで示す



隅切のある歩車道境界での誘導用ブロック設置事例

④歩道が設置されていない道路における視覚障害者誘導の在り方

- 道路移動等円滑化基準では歩道を設置することとしており、ガイドラインでも歩道があることを前提に整備内容を示している
- 一方、特定道路であっても歩道が設置されていない場合もある中、歩道が設置されていない道路における視覚障害者誘導の在り方を議論する必要



視覚障害者誘導用ブロックを
設置している事例
(奈良県大和郡山市)



リーディングライン(東京都世田谷区)



リブ付き外側線(大阪府豊中市)

道路の移動等円滑化に関するガイドラインで紹介している事例

検討の進め方

- 事例を調査し、得られた知見を基に視覚障害者誘導の在り方を議論

検討体制と今後のスケジュール

- 懇談会の下にガイドライン作成にあたっての視覚障害者誘導対策などの継続検討課題を検討・整理する踏切道等における視覚障害者誘導対策 ワーキング・グループを設置
- WG開催前に懇談会委員へ資料を共有し、事前に意見を述べる機会を確保するとともにWG開催後に議事・資料を再度共有
- WGでの議論を踏まえ、懇談会にてガイドラインの内容について審議する

<踏切道等における視覚障害者誘導対策 ワーキング・グループ体制(案)>

WG長	久保田 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授
委員	秋山 哲男	中央大学 研究開発機構 教授
	中野 泰志	慶應義塾大学 経済学部 教授
	川内 美彦	東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
	隆島 研吾	神奈川県立保健福祉大学 名誉教授
	稲垣 具志	東京都市大学 建築都市デザイン学部 准教授
	三宅 隆	日本視覚障害者団体連合
	古橋 友則	日本歩行訓練士会

東日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
阪急電鉄株式会社
東武鉄道株式会社

事務局 国土交通省道路局、鉄道局

検討の進め方(案)

12月2日
(本日)

道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会
(検討体制、検討の進め方 等)

1月

踏切道等における視覚障害者誘導対策WG
(ガイドライン改定原案の作成、事例調査 等)

2月

道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会
(ガイドライン改定案の決定、事例調査状況の報告 等)

2月～3月

パブリックコメント、ガイドライン改定 等
(踏切内に設置する「表面凹凸のついた誘導表示等」の構造)

その他の課題は、令和5年度以降に引き続き検討

踏切安全対策の取組

- すべての人が安全に渡れる踏切を目指して -



ともに、生きる。
江戸川区

1.江戸川区内の踏切



京成本線（京成小岩～江戸川駅間）
に3箇所の踏切が設置されている

1号踏切



2号踏切



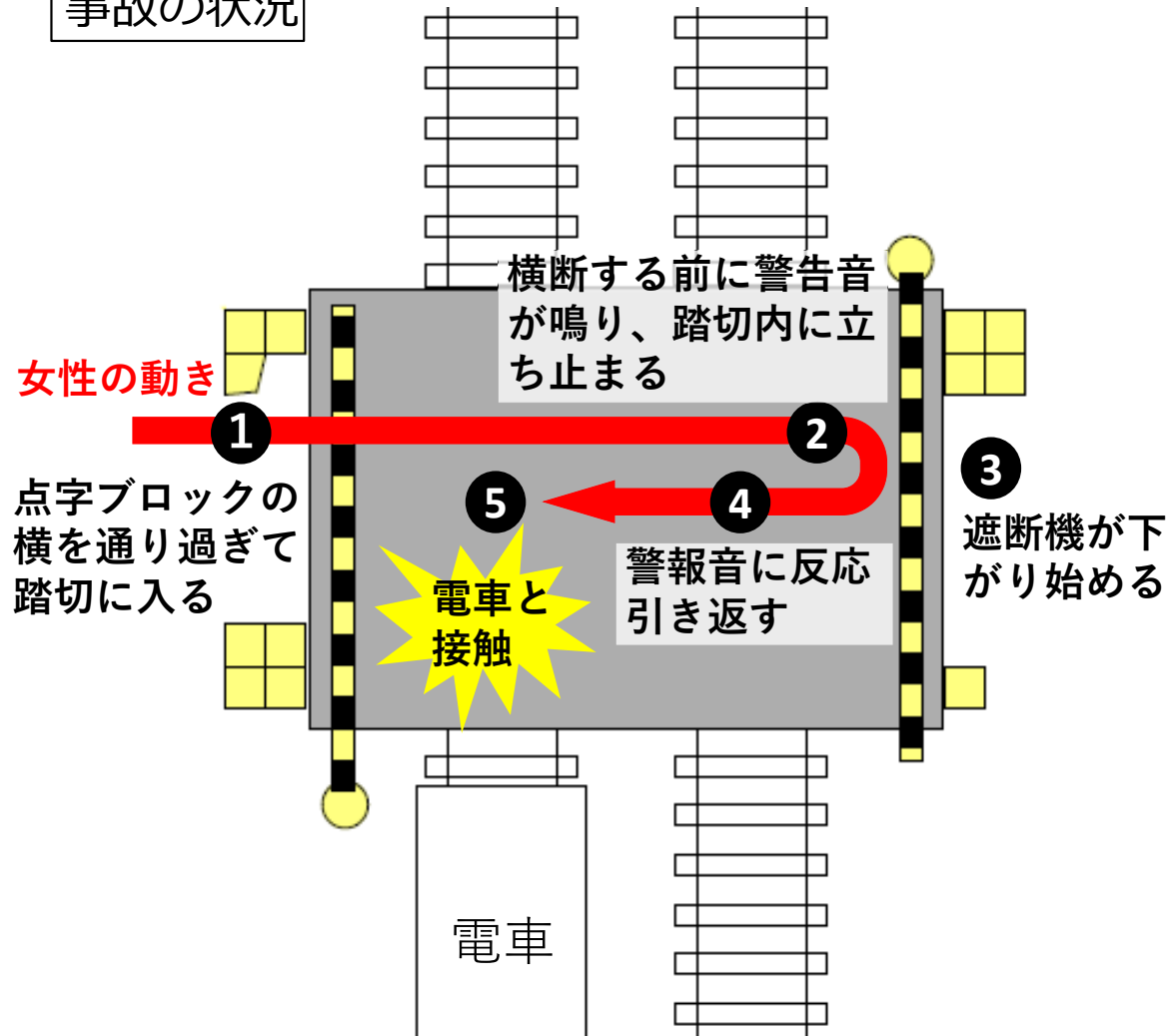
3号踏切



2. 事故の概要

令和4年 4月25日
奈良県 近鉄橿原線踏切にて発生

事故の状況



対策事例（エスコートゾーン）



横断歩道上のエスコートゾーン



3.バリアフリーへの取り組み

やさしい道づくりの一環として
各種障害者団体との定期的な意見交換を開催

誰もが安心して歩ける道づくりを目指して

◎意見交換会（年に1回）

平成3年より開催

区・団体・交通管理者(所轄)が参加
音響式信号や道路構造等の意見交換

◎合同調査検証会（年に3回）

令和2年より開催

区と協会による意見交換会
より身近な安全対策について検討

◎フィールドワーク（適宜実施）

点字ブロックの配置、歩道の段差解消等、
要望者の等級にあわせて現地確認を行う



4.踏切内の整備内容検討

◎ 区視覚障害者福祉協会との意見交換にて

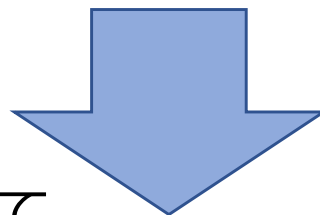
- ・ 横断歩道のエスコートゾーンを歩く際は**車道を横断している**認識がある
- ・ 新しい誘導表示より、エスコートゾーンの方がわかりやすい

◎ 整備実績

- ・ 関西地方にて踏切内にエスコートゾーンを整備した**実績**がある

◎ 国のガイドライン

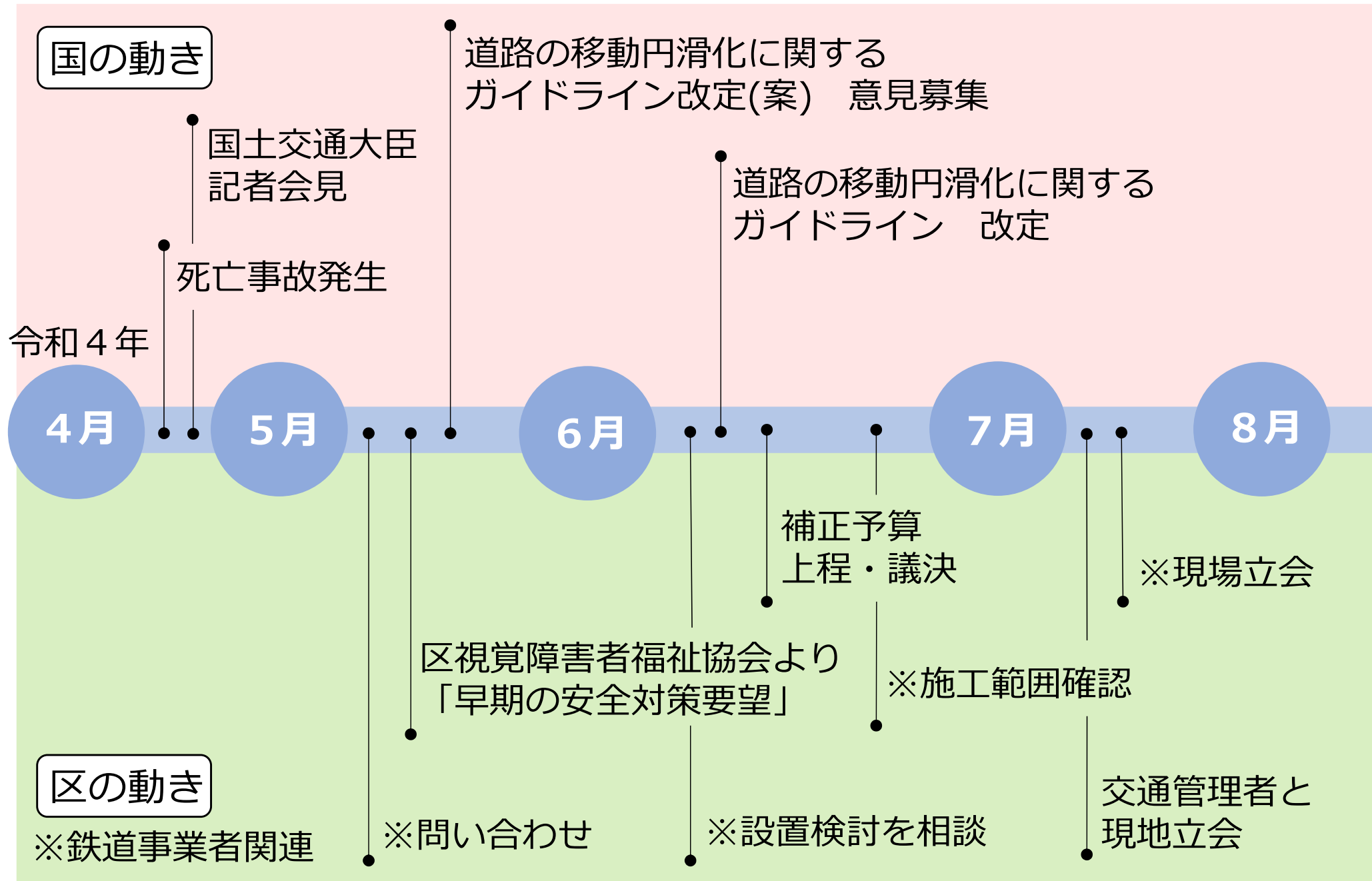
- ・ 「表面に凹凸のついた誘導表示等」を設置する



江戸川区(道路管理者)として

エスコートゾーンを整備する方針に決定
(ガイドラインの改定により変更する可能性あり)

5.これまでの経緯



5.これまでの経緯

国の動き

第1回
道路空間の
ユニバーサル
デザインを考える
懇談会 開催

9月

※安全性・耐久性
の検討

10月

※エスコートゾーン
材質検討

11月

※現場立会
誘導用ブロック
施工位置確認

エスコートゾーン製品会社
へのヒアリング

12月

1号踏切
誘導用ブロック
施工（江戸川区）

1月

区の動き

※鉄道事業者関連

6. 「1号踏切」での検討内容



都市計画道路整備事業により拡幅（9 m⇒16m）されたため

- ①視覚的、構造的に**歩車分離**がされている
 - ②歩行者にとって**十分な歩行幅員**が確保されている
- との観点から「1号踏切」の検討を進めている

7.整備に関する課題

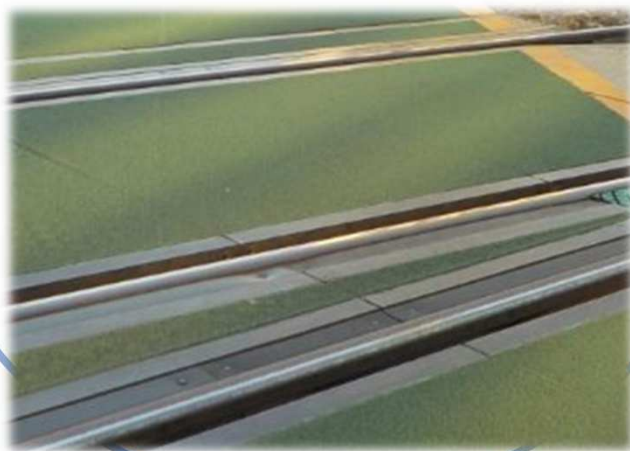
エスコートゾーン

道路上に設置される製品



耐久性

部材の細分化による
耐久性低下の懸念



安全性

列車運行の
定時性・安全性の確保



8. 早急な安全確保のために

◎ 踏切手前に誘導用ブロックの整備



視覚障害者からの早期要望に
道路管理者として応えるため、
1号踏切手前に**誘導用ブロック**を
設置。(令和4年度12月中旬施工)

他の2箇所においても、今年度中
の整備を予定。

◎ 踏切内の早期整備に向けて

ガイドライン等を踏まえ、道路管理者と鉄道事業者が協力し、
踏切内の安全性を高めていく

第4種踏切道の統廃合等の促進について

北陸信越運輸局 鉄道部 技術・防災課

第4種踏切における安全対策について

・北陸信越管内には4種踏切道は231箇所 ※長野県は118カ所

第4種踏切道の事故事例

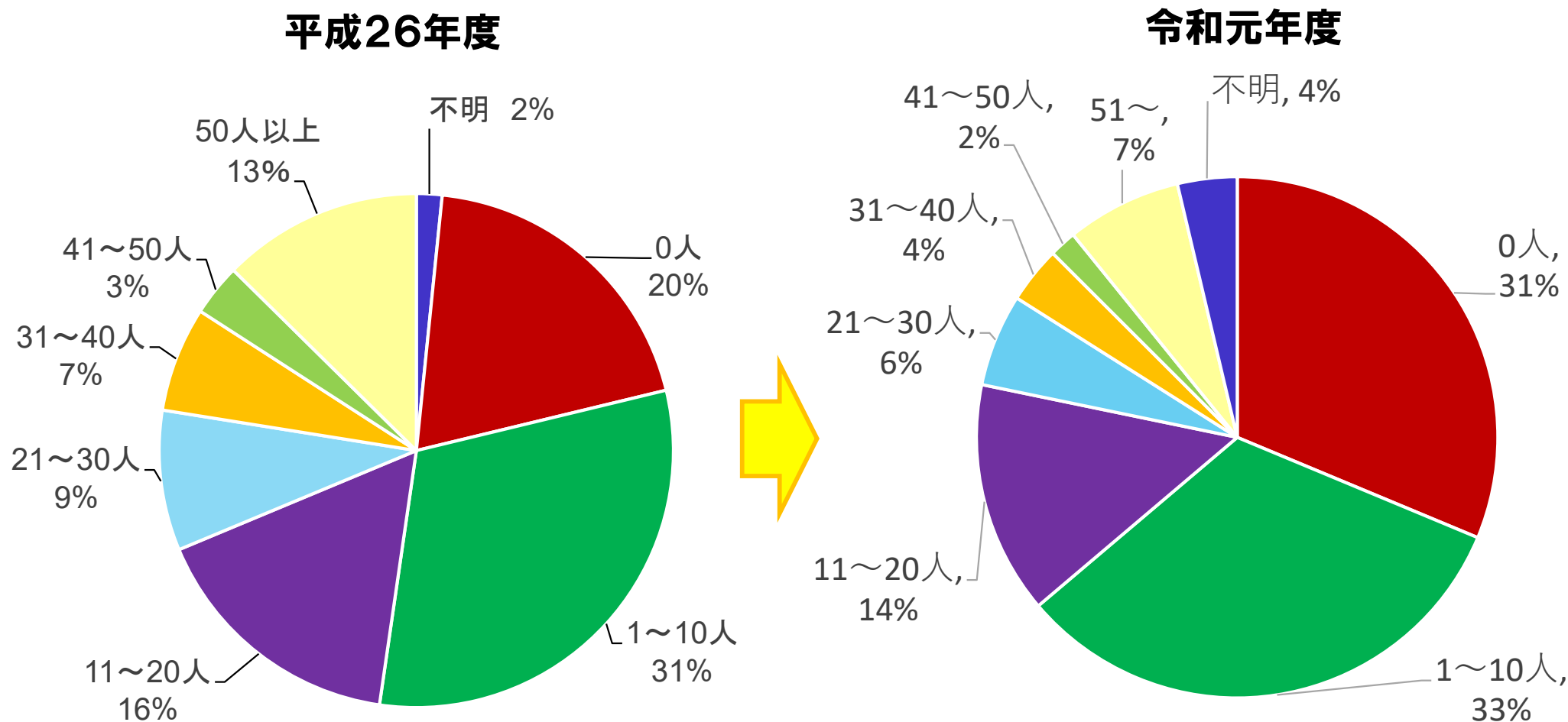
発生日時	概要
令和3年5月16日	米坂線坂町駅発米沢駅行きの上り列車の運転士は、越後金丸駅～小国駅間を速度約52km/h で走行中、増岡踏切道（第4種踏切道）に進入してくる軽自動車を認めたため、直ちに非常ブレーキを使用した。同列車は同軽自動車と衝突した。この事故により、同軽自動車の運転者が死亡した。
令和3年7月12日	基山駅発甘木駅行きの下り列車の運転士は、西太刀洗駅～山隈駅間を走行中、南土取踏切道（第4種踏切道）に進行方向左側から接近してくる軽自動車が踏切道内に進入してきたため、直ちに非常ブレーキを使用するとともに気笛を吹鳴したが、同列車はそのまま踏切道内に進入した同軽自動車と衝突した。この事故により、同軽自動車の運転者が死亡した。
令和3年9月27日	妙高高原駅発直江津駅行きの下り列車の運転士は、関山駅～二本木駅間を速度約92 km/hで走行中、福崎踏切道（第4種踏切道）の左側から進入してくる原動機付自転車を認め、気笛を吹鳴するとともに非常ブレーキを使用した。列車は同原動機付自転車と衝突した。この事故により、同原動機付自転車の運転者が死亡した。

第4種踏切道の解消と課題

第4種踏切道の解消方法	課題
遮断機・警報器の整備（第1種化）	・踏切保安設備設置や維持管理に係る大きな経済負担 ・踏切警報器の警報音に対する地域住民の反対
廃止	・利用利便性の低下などから地域住民の理解を得られない ・利用実態がなくとも関係者の同意が得られない ・関係者との協議の開始方法

第4種踏切道の1日の歩行者交通量

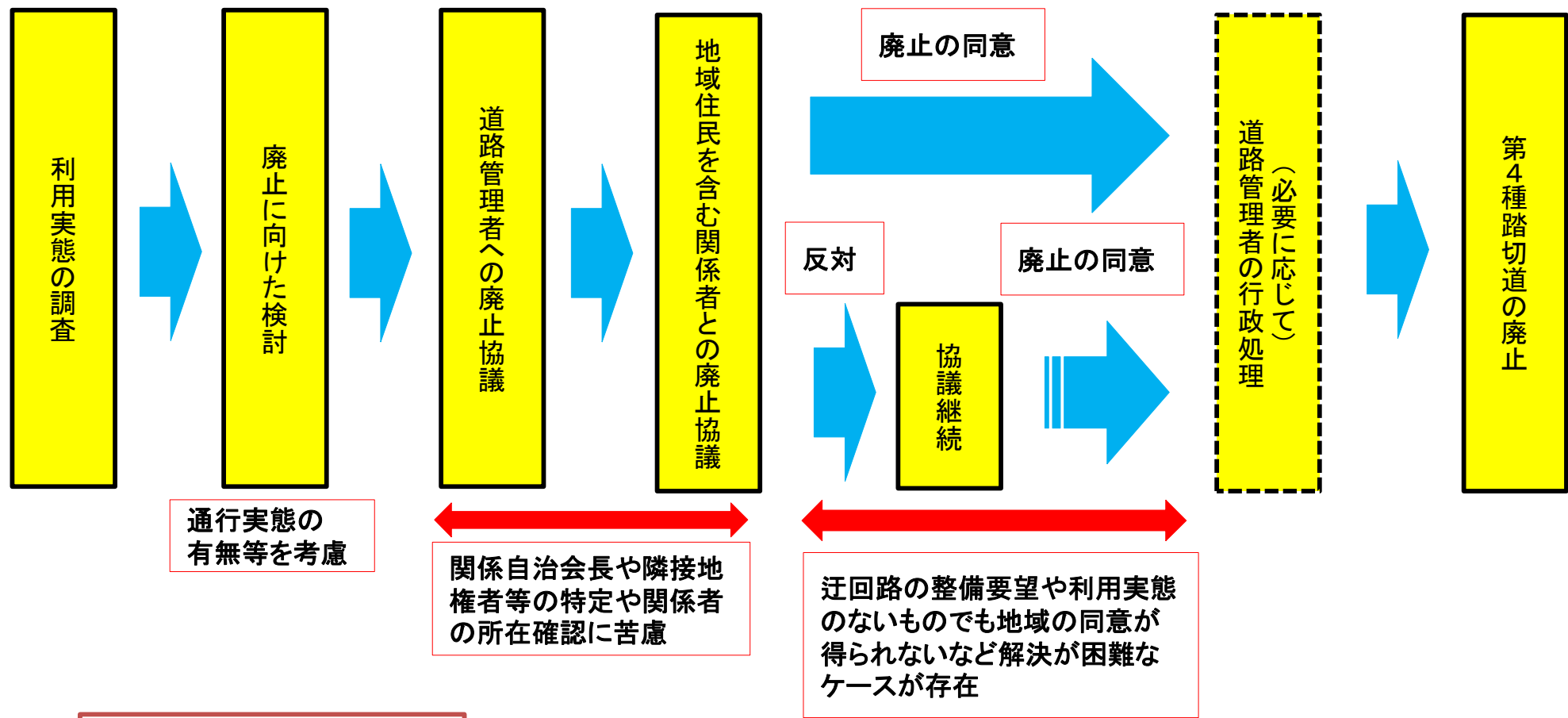
○ 令和元年度における1日の歩行者数0人の割合は、平成26年度と比べて約10%増加



※データは、踏切道実態調査による
(調査日: 夏休み期間を除く平日の任意の日)

第4種踏切道における取組事例について

第4種踏切道廃止に係る鉄道事業者の現状の取組事例



取組における課題

- ・地域住民等との合意形成
- ・地域住民等への協議における関係者の特定

第4種踏切対策の例(簡易ゲート)

- 一部の事業者では、踏切通行者に物理的な一旦停止・左右確認を促し、直前横断に起因した事故を防ぐことを目的とした「手動ゲート(手動遮断桿)」を導入(導入に向けた試験を実施)している。
- 第1種化により維持管理すべき施設を増やすことは困難と考えている事業者が多い中、「手動ゲート」は、第1種化に比べて少ない費用で、整備や維持管理が可能であると考えられることから、その導入によって第4種踏切道の安全性の向上に資することが期待される。

○手で遮断棒を持ち上げるタイプ



○手で遮断棒を押すタイプ



半自動式

- ・通行者の動作は出入時の「押開け」のみ
- ・「開状態」ホールド後、自閉

⇒自転車や農耕車も通行可能

第4種踏切対策の例(列車接近を踏切通行者へ知らせる対策)

【警笛吹鳴標識の設置】



【列車接近警報機の設置】



【列車接近表示器の設置】



列車接近表示
(列車接近)

スピーカ設置
(通常の
踏切警報音)



第4種踏切対策の例(踏切通行者に踏切の存在を知らせる対策)

【踏切道内標示(グリーン)】



【踏切道内黄色標示】



【踏切手前道路標示】



【道路幅員明示・規制杭塗装】



【注意看板の設置】



(反射看板: 夜間時点滅)

